

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月30日から39年6月25日まで
② 昭和39年6月26日から同年12月31日まで
③ 昭和40年8月1日から41年2月1日まで
④ 昭和42年3月10日から43年11月21日まで

日本年金機構から脱退手当金に関し未請求の期間が有る旨のはがきが来た。脱退手当金を受け取った記憶は有るが、当時の勤務期間や給与額から見て支給額が少ないと以前から感じていた。未支給期間の存在、計算ミス等で支給額が少なくなっている可能性があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金記録確認第三者委員会は、脱退手当金について支給の有無に関する記録の訂正の要否を判断するものであるが、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したと申し立てており、脱退手当金を受給したことは明らかであることから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、当時の勤務期間や給与額からみて脱退手当金の支給額が少ないと主張しているが、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。また、脱退手当金の未請求の期間である昭和41年6月1日から同年11月5日までの厚生年金保険被保険者期間は、現在申立人に支給されている老齢厚生年金の支給対象期間に含まれている。